九　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令	
十　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金の返還命令	
十一　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収	
十二　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示	
十三　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認	
十四　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等	

削り、

経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長	地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。） 地域企業立地促進等事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源立地等推進対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）

を

経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長	地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業に限る。）に限る。） 地域企業立地促進等事業費補助金 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱開発理解促進関連事業支援補助金に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源立地等推進対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）

に、

東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。） 東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。） 旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金

を

東北経済産業局長及び関東経済産業局長	地域経済産業活性化対策費補助金
東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。） 東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。） 旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年五月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

別表一の項補助金等の名称欄を次のように改める。

アスベスト代替化対策事業費補助金	
アセアン産業構造高度化事業費補助金	
インフラ・システム輸出等促進事業費補助金	
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）	
エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費等補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進事業費補助に係るものに限る。）	
エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金	
沖縄特別振興対策事業費補助金	
沖縄北部活性化特別振興事業費補助金	
沖縄北部特別振興対策事業費補助金	
温排水影響調査交付金	
海外技術研修協力等事業費補助金	
海外技術者受入等研修事業費補助金	
海外鉱物資源基礎調査費補助金	
海外コンサルテイング振興事業費補助金	
海外産業協力事業費補助金	
海外情報提供等事業費補助金	